

記入例（相貸用）

農用地利用集積計画利用権設定

1 各筆明細

利用権の設定を受ける者（借り手）の氏名 又は名称及び住所	(住所) 西町3丁目60番地	(氏名) 豊田 一郎	TEL 31-1212
利用権を設定する者（貸し手）の氏名又は 名称及び住所	(住所) 南町1丁目1番地	(氏名) 高岡 二郎	TEL 12-3456

利用権を設定する農用地			設定する利用権					法律関係
所在地番	現況地目	地積 (m ²)	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃 (10a 当り)	

1	南町1丁目30番地	田	900.00	貸借権 使用貸借権	田	31.1.1	.12.31	米 60 kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払	貸借権 使用貸借権
---	-----------	---	--------	--------------	---	--------	--------	----------------	--	--------------

【設定条件】
所在地番、地目、地積は名寄帳等を確認のうえ、正確に記入してください。
土地改良中の土地は、従前の地番を記入してください。
★注意★
相続税等の納税猶予を受けている農地で利用権設定する場合は、農政課にご相談ください。

【利用権の種類】
該当する方を○で囲んでください。
・「賃借権」
賃料がある貸借
・「使用貸借権」
賃料のない貸借

【利用権の内容】
農地の利用方法について「田・畑」どちらご記入ください。

【始期】
設定開始期間は年4回です。
()内は提出期限
1月1日(10月末)
4月1日(1月末)
7月1日(4月末)
10月1日(7月末)
【終期】
終了する年を記入してください。期間は1年～10年までの1年単位。期間満了日は常に12月31日です。

【借賃・借賃の支払方法】
1筆毎に借賃(10a当り)を記載してください。
・該当の単位を○で囲んでください。
・現金の場合は、金額を記入してください。
・米の現物支払の場合は、「米○kg」と記入してください。
・借賃の支払方法を選んで○を付けてください。

【法律関係】
利用権の種類と同様に該当する方を○で囲んでください。

共有名義（相続登記未了の場合を含む）の場合は、共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

- 【共有名義の場合】**
- ・持分割合を合計して **1/2 を超える名義人の同意が必要**です。
- 【相続登記未了の場合】**
- ・法定相続分で持分割合を判断し、持分割合を合計して **1/2 を超える相続人の同意が必要**です。

- 【相続登記未了の場合の添付書類】 ※原本還付可能**
- ①、②の両方が必要です。
- ①土地所有者が死亡していることが分かる除籍謄本の原本
- ②以下のいずれかを添付
- ・土地所有者の相続人全員が分かる戸籍謄本（原戸籍）の原本
 - ・遺産分割協議書の写し
 - ・法定相続情報証明の原本（法務局発行）

4 利用権を設定する者で、1の各筆明細に貸し手以外の者（共同借主）

住所	氏名
豊田市南町1丁目1番地	高岡 花子
安城市東町1丁目1番地	上郷 三郎

貸し手（共有者を含む）もしくは借り手が市外在住の場合は、住民票の写し（コピー不可）1通を添付してください。

5 利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき使用収益権（所有権以外）

住所	氏名 または

利用権を設定する土地に所有権以外の使用収益権（地上権など）が設定されている場合に、権利者が住所、氏名、権利の種類を記入し押印してください。

◆重要◆
次のことを確認のうえ、豊田市農政課までご提出をお願いします。

- 貸し手は登記上の所有者ですか？
- 印鑑の押し忘れはありませんか？（特に共有者、相続人）
- 貸し手及び借り手の住所は現住所（住民票に登録している住所）ですか？
- 貸し手（共有者を含む）もしくは借り手が市外在住の場合は、住民票の写し（コピー不可）が添付されていますか？
- 別紙「提出要領」と内容が合致していますか？